

アジアナUCカード会員特約

第1条(カード名称)

本カードは株式会社アジアナ航空(以下、アジアナという)と株式会社クレディセゾン(以下、セゾンという)が提携して発行するもので、カードの名称は「アジアナUCカード」(以下、本カードという)と称します。

第2条(会員資格)

1. アジアナおよびセゾンに対し、本特約およびUCカード会員規約を承認のうえ、本カードの利用をお申込みいただき、アジアナおよびセゾンが本カード利用を承諾した方を会員とします。契約は、アジアナおよびセゾンが承諾をした日に成立するものとします。
2. 本カードには家族会員の制度はありません。

第3条(年会費)

会員はアジアナに対して所定のカード年会費をUCカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、年会費は理由の如何を問わずお返し致しません。

第4条(サービスの利用)

1. 会員は、セゾンが提供するサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。但し、セゾンが行う「永久不滅ポイント」は、本カードでは利用することはできません。
2. 会員は、「アジアナ・クラブ」に関するサービス及びアジアナが提供するその他のサービスを受ける場合、アジアナ所定の方法でその提供を受けるものとします。
3. 本カードによる「アジアナ・クラブ」の獲得マイル数は、次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されないことがあります。
 - (1) 会員の年会費支払が滞った場合。
 - (2) 本特約による会員資格を喪失した場合。

第5条(会員資格の喪失)

1. 会員が「アジアナ・クラブ」会員資格またはUC会員資格のいずれかの資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。
2. 前項によりアジアナまたはセゾンが本カードの返還を求めた時は、会員は、返還を求められた本カード全てを、直ちにセゾンに返還するものとします。

第6条(本規約の変更等の準用)

1. UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

以上
2024年6月現在